

議第26号

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館
- 2 指定をしようとする団体 山形市長苗代61番地  
公益財団法人山形市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

提案理由

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。